

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-516768(P2005-516768A)

【公表日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【年通号数】公開・登録公報2005-022

【出願番号】特願2003-567571(P2003-567571)

【国際特許分類】

**B 01 J 29/85 (2006.01)**

**B 01 J 37/00 (2006.01)**

**C 07 C 1/20 (2006.01)**

【F I】

B 01 J 29/85 Z

B 01 J 37/00 F

C 07 C 1/20

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 一緒に結合されて個々の分子篩粒子より大きい触媒粒子を生成する分子篩粒子を含有する触媒粒子から構成される第一の乾燥された分子篩触媒を提供する工程、

b) 第一の乾燥された分子篩触媒を水と配合させ、水-触媒組成物を生成する工程であり、前記の水-触媒組成物は、第一の乾燥された分子篩触媒中に初めに存在する以外の他の分子篩を含有しない、工程、

c) 水-触媒組成物を混合してスラリーを生成する工程及び

d) 前記スラリーを乾燥させ、第二の乾燥させた分子篩触媒の粒子を生成する工程を含む、触媒粒子を生成するために、乾燥された分子篩触媒を再生する方法。

【請求項2】

前記水-触媒組成物が、前記c)において得られるスラリーが第一の乾燥した分子篩触媒に含有する粒子よりも小さい粒子を含有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記a)から前記d)の外に、e)前記の第二の乾燥された分子篩触媒の粒子をか焼する工程をさらに含む、請求項1又は請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記第一の乾燥された分子篩触媒の粒度が、か焼後、その粒子の少なくとも10重量%が20μm以下の平均粒径を有するような粒度である、請求項2又は請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記第一の乾燥された分子篩触媒が、クレー、クレー種組成物及びそれらの混合物から成る群から選ばれる充填剤を含有する、請求項1乃至4のいずれか1請求項に記載の方法。

【請求項6】

(i) 分子篩、バインダー及び水を含有する組成物を混合する工程、

(ii) その組成物を乾燥し、一緒に結合されて個々の分子篩粒子より大きい触媒粒子を生

成する分子篩粒子を含有する触媒粒子から構成される第一の乾燥された分子篩触媒を生成する工程、

(i i i)工程(i i)において得られる第一の乾燥された分子篩を、請求項1乃至5のいずれか1請求項に記載の方法において用いる工程

を含む、望ましくない性質を有する分子篩触媒粒子を再循環させる方法。

【請求項7】

触媒粒子がか焼に付された後に、0.7重量% / 時間以下の、好ましくは0.3重量% / 時間以下の、E M A R Iを有する触媒粒子を含有する、か焼された分子篩触媒組成物。